

# 伯耆町議会全員協議会

## 提出案件



平成 28 年 3 月 18 日

伯耆町 総務課

| 案 件 名                     | 概 要  |
|---------------------------|--|
| 税条例の専決処分の予定について（説明）       | <p>地方税法等の一部を改正する法律等に基づき町税条例の一部を改正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○法人住民税（平成 29 年度～）<br/>法人住民税法人所得割の税率の改正 9.7% → 6.0%</li> <li>○軽自動車税 <ul style="list-style-type: none"> <li>①自動車取得税（県税）の廃止と環境性能割の創設（平成 29 年度～）<br/>税率は、燃費基準達成度等に応じて決定（最高 2.0%）</li> <li>②グリーン化特例（軽課税）の延長<br/>現行の特例措置について適用期限を 1 年間延長する。</li> </ul> </li> <li>○固定資産税 <ul style="list-style-type: none"> <li>①農地保有に係る課税の強化・軽減（平成 29 年度～）<br/>1) 農地法に基づく農業委員会による協議の勧告を受けた遊休農地について、課税の強化を平成 29 年度から実施。<br/>2) 所有する全農地に農地中間管理事業のための賃借権等設定期間 10 年以上) を新たに設定した農地について、固定資産税の課税標準の特例措置（最初の 3 年間価格の 1/2）を創設。</li> <li>②新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置の延長（平成 28 年 4 月 1 日適用）<br/>新築住宅及び新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置について適用期限を 2 年間延長する。</li> </ul> </li> </ul> |
| 国民健康保険税条例の専決処分の予定について（説明） | <p>地方税法等の一部を改正する法律等に基づき町国民健康保険税条例の一部を改正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①課税限度額の引き上げ<br/>基礎課税額 54 万円（現行 52 万円）<br/>後期高齢者支援金等課税額 19 万円（現行 17 万円）</li> <li>②国民健康保険税の軽減対象を拡大<br/>国民健康保険税の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を引き上げる。</li> </ul>   |
| 町税の不納欠損処分について（説明）         | <p>不納欠損処分を実施し、滞納額の縮減と今後の効果的な徴収強化を図る。<br/>詳細については、現在集計中</p>   |
| 伯耆町債権管理ガイドラインについて（説明）     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○策定の経緯<br/>町の債権の取扱いについて、発生から消滅まで、統一的な処理基準を定めることにより、公正かつ公平な町民負担の確保と債権管理の適正（効率）化を図ることを目的として「債権管理ガイドライン」を策定する。</li> <li>○計画策定の基本方針<br/>財政の健全化及び町民負担の公平性の確保に向け、町が保有する債権について、全庁一体となり適正な滞納整理事務を行う。</li> <li>○運用開始 平成 28 年 4 月 1 日</li> </ul>  |
| 伯耆町食育推進計画の策定について（報告）      | <p>食育基本法第 18 条第 1 項の規定により食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画を基本として作成するよう努めるものとされている「伯耆町食育推進計画」を作成したので報告するもの。</p>  |

| 案 件 名                 | 概 要   |
|-----------------------|---|
| 避難計画の策定について（報告）       | 西部町村連携・協力し、あらゆる事態に対して住民の安全と安心を確保するため、平素から防災対策を整備する。<br>特に、避難に関する事項について標準化を図り、これを共有することで、西部町村全体の地域防災力の向上を図る。 |
| 第2次伯耆町総合計画の概要について（説明） | 第2次伯耆町総合計画の概要について説明するもの。  |